

公社等外郭団体に関する指導関係資料

- 大分県公社等外郭団体に関する指導指針… P. 1 ~ 1 2
- 活動指標・財務指標の設定状況…………… P. 1 3 ~ 1 5
- 県職員の役員就任見直し状況…………… P. 1 6 ~ 1 8

大分県公社等外郭団体に関する指導指針

平成21年9月 大分県行政企画課

第1 趣旨

公社等外郭団体(以下「外郭団体」という。)の業務運営は、団体自らが主体的に判断し、その責任において行っていくことが基本であるが、県行政と密接な関係を持つものであることから、公正かつ公平に業務を遂行し、県民の信頼を確保することが重要である。

県としても、平成7年に「大分県公社等外郭団体に関する指導監督要綱」(以下「指導監督要綱」という。)、平成10年に「公社等外郭団体見直し基準」(以下「見直し基準」という。)、平成16年に「行財政改革プラン」を策定し、外郭団体を所管する部局長(本庁の各部長、会計管理者、警察本部長、教育長及び企業局長をいう。以下「主管部局長」という。)等により、外郭団体の指導監督を行ってきたところである。

しかしながら、指定管理者制度の導入をはじめ、公的サービスへの民間事業者等の担い手の拡大、公益法人制度改革の実施など外郭団体を取り巻く環境は大きく変化している中で、国では「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(H18.6.2)の制定を受けた「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(H18.8.31)や、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(H19.6.22)の制定を受けた「第三セクターの改革に関するガイドライン」(H20.6.30)を示したところである。

この中では、必要性の減少した事務及び事業の民間活動領域の拡大、出資法人に対する補助金・委託金の抑制、経営が悪化した第三セクターの集中的な改革などが要請されている。

もとより、外郭団体の適切な運営は、県の行財政運営全般に大きな影響を及ぼすものであることから、今後の外郭団体の運営指導を徹底するため、「指導監督要綱」及び「見直し基準」を全面的に改定し、この指針を策定するものである。

第2 団体の定義

本指針において「外郭団体」とは、次に掲げる「指定団体」及び「その他の出資等団体」をいう。

- 1 指定団体 県の事務と密接な関係を有する事業を行っている団体で、次のいずれかに該当するものをいう。(別表 1)
 - (1) 基本財産、資本金等に県が出資又は出せん(以下、「出資等」という。)を行っており、その比率が25%以上の団体。ただし、地方独立行政法人及び専ら国等が指導を行う団体を除く。
 - (2) 県の補助金、交付金等の額又は委託料の額が、継続的に団体の財政規模の50%以上である団体
 - (3) 県職員を業務援助のため継続的に派遣している団体
 - (4) その他特に指導監督する必要がある団体
(※「継続的」とは、3年以上連続しており、将来も同様の状態であることが予測されるなど、恒常的となっている状態をいう。)
- 2 その他の出資等団体 県からの出資等の比率が25%未満の団体(上記1の(2)から(4)までに掲げるものを除く。)をいう。ただし、地方独立行政法人及び専ら国等が指導を行う団体を除く。(別表 2)

第3 他の法令等との関係

外郭団体の指導監督、調整等については、関係法令、国の通知等に特別の定めがあるものを除くほか、この指針に定めるところにより実施するものとする。

第4 主管部局長の基本的な責務

- 1 主管部局長は、指定団体の運営について、主管部局長としての責任を十分認識し、常にその状況を把握するとともに県の行財政運営に影響を及ぼすことのないよう、適切な指導監督を行うものとする。また、その他の出資等団体についても、県との関連の度合いに応じ、必要な範囲内で指定団体に準じた指導監督を行うものとする。
- 2 主管部局長は、指導監督を行うに当たっては、外郭団体の自主性を尊重しつつ、外郭団体の有する機動性、弾力性、柔軟性を損なわないよう配慮しなければならない。
- 3 主管部局長は、指定団体の協力を得て、毎年度、原則として別紙様式1により経営状況等の点検評価を行うとともに、その結果を総務部長に報告するものとする。
主管部局長は、その他の出資等団体について、その経営状況等を総務部長に報告するものとする。
- 4 主管部局長は、前項による点検評価の結果に基づき、指定団体に対し、適切な指導助言を行うものとする。

第5 総務部長の責務

- 1 総務部長は、外郭団体に対する指導監督が統一かつ円滑に行われるよう、必要に応じ指導監督に係る事項について主管部局長からの協議を受けるものとする。
- 2 総務部長は、主管部局長から報告された外郭団体の経常状況等について確認を行い、県のホームページ等により公開するとともに、必要がある場合は、主管部局長に改善を要請するものとする。

第6 外郭団体の適正な運営指導

主管部局長は、次の基準に基づき、外郭団体の適正な運営について指導するものとする。なお、指定団体については、別記1に掲げる事項を踏まえて、指導監督を行うものとする。

1 事業運営

- (1) 各事業年度の事業計画と実績とを対比するとともに、経年的な傾向を検討するなど事業効果を検証し、経営計画等に反映させること。
- (2) 他の外郭団体等と連携して事業を実施した方がより効果的な場合には、有機的な連携を確保すること。
- (3) 外郭団体相互又は民間企業と競合する事業については、当該事業の見直しを行い、必要性が乏しくなっているものは、廃止、縮小又は統合すること。
- (4) 個々の事業については、社会経済情勢の変化に対応し、県民ニーズに適合したものとなるよう絶えず見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを実施すること。

2 事業収入の確保と財政基盤の強化

- (1) 既存事業については、採算性が確保されるよう経営努力により事業量の確保を図ること。
- (2) 新規事業の導入や受託事業の確保等により経営基盤の強化を図ること。
- (3) 運営費補助を恒常的に受けている外郭団体については、団体としての自立性確保に向け、収支内容・運営体制の見直しを行うこと。
- (4) 県からの補助金、委託料等によらない事業分野の開拓に努め、財源の多様化を図ること。

3 資金管理及び運用の効率化・適正化

- (1) 特例民法法人等にあつては基本財産及び運用財産の適切な管理運用を図ること。

- (2) 資金の長期借入れについては、確実な返済計画を策定するとともに、低利資金の確保等金利負担の軽減を図ること。
- (3) 資金運用については、他の外郭団体等と連携し、共同運用が可能な外郭団体においては、スケールメリットを活かした方策を実施すること。

4 計数管理の徹底と経費の節減

- (1) 公益法人会計、企業会計等複式簿記を導入し、公認会計士等の指導を受けるなど、計数管理の徹底を図ること。
- (2) 一般管理費については、毎年度一定率の節減目標を設定するなど可能な限り抑制していくこと。
- (3) 工事原価等については、積算の見直しを行い、コストの削減を図ること。
- (4) IT化等を推進し、事務の効率化を図ること。

5 予算執行の適正化

- (1) 諸規程を整備し、規程に基づいた適正な予算執行を行うこと。
- (2) 予算執行の適正化を図るために、複数の職員によるチェック体制を確立すること。
- (3) 食糧費及び旅費については、厳正かつ簡素を旨とした適正な予算執行の徹底を図ること。
 - ① 食糧費については、執行基準を策定するとともに、予算執行に当たっては、支出の目的、内容等を精査のうえ、必要最小限度にとどめること。
 - ② 旅行命令を発するに当たっては、出張の業務内容を精査のうえ、必要最小限度の人員及び期間とすること。
- (4) 事業の発注その他の契約事項については、厳正かつ適正な業務執行を行うこと。

6 組織の簡素合理化と理事会等の機能強化

- (1) 業務運営の効率化のため、課又は係の統合等により、組織の簡素合理化を図ること。
- (2) 役員数の適正化
 - ① 事業規模の動向、経営状況を勘案し、必要最小限度の役員数にとどめること。
 - ② 過去3年間において役員会等への役員本人の出席実績がない場合については、当該役員を変更し、又は役員定数から削減すること。
- (3) 職員数の適正化
中長期的な視野に立った職員数の適正化計画を策定するなど、事業規模に応じて職員数の適正化を図ること。
- (4) 事務決裁規程等の諸規程（別記2）の整備により、経営責任の所在及び意思決定過程の明確化を図ること。
- (5) 事業の進捗状況の報告や課題の把握、経営計画の定期的見直し等のため、必要に応じ適宜理事会等を開催するなど、理事会等の機能強化を図ること。
- (6) 経営等に精通した民間人の役員への就任を促進すること。

7 給与の適正化等

- (1) 外郭団体の業績、経営状況等の実態を踏まえ、安易に県職員の給与に準拠することなく、経営計画に則った適正な給与体系をとること。
- (2) 役員報酬は、役員が経営の責任者であることから、経営状況等を反映させた適正な額とすること。
- (3) 職員の退職金については、年度間の支出の平準化を図るため、単年度の予算措置による支給を避け、退職給与引当金により対応すること。

8 職員の活性化

- (1) 職員の採用に当たっては、公募などによる幅広い人材の確保や採用事務の効率化に努めること。

- (2) 職員研修への取組を促進し、組織上可能な外郭団体においては、業務・職種を異にする人事異動や他の外郭団体等への派遣などを試み、職員の資質の向上と活性化を図ること。

第7 外郭団体に対する県の人的関与の見直し

主管部局長は、次の基準に基づき、外郭団体に対する県の人的関与が適正に行われるよう指導するものとする。

1 県職員等の役員就任

(1) 県職員の役員（監事等を除く）就任

- ① 県職員の役員就任は、外郭団体の業務が県行政と密接不可分であり、施策を推進するうえで、県の一定の関与が真に必要と認められる場合のみ行うものとする。また、役員に就任した県職員は、役員としての自覚と責任を十分認識のうえ、その職務に当たること。
- ② 知事及び副知事は、重複して同一の外郭団体の役員に就任しないものとする。
- ③ 主管部局長（外郭団体を所管していない部局長を含む。）は、特に必要があると認められる場合を除き、他の部局が所管する外郭団体の役員に就任しないものとする。
- ④ 同一の外郭団体の役員に就任する当該外郭団体を所管する部局の職員（部長、審議監、課長等）は、原則として2人を超えないものとする。
- ⑤ 県職員の役員数（監事等を除く）は、原則として外郭団体の役員現在数の3分の1以内とするものとする。

(2) 県職員の監事等への就任等

- ① 県職員は、原則として外郭団体の監事等に就任しないものとし、公認会計士等を活用するなど、監査機能の強化を図るものとする。

(3) 県退職者の役員就任

- ① 外郭団体からの要請に基づき、事業目的・内容、公益性などを総合的に判断し、必要性に応じ対応するものとする。
- ② 常勤役員として就任を検討する場合は、外郭団体の職員等の登用の可能性を考慮して対応するものとする。
- ③ 常勤役員の就任期間は、外郭団体の事業活動や組織体制の実態に合わせ弾力的に対応するものとするが、原則として3年以内とする。

2 県からの職員派遣（業務援助）

- (1) 県職員の派遣にあたっては、派遣の必要性や派遣人員などの見直しを常に行い、必要最小限の人員となるように努め、団体の自主性・独立性の観点から、派遣解消期限を設定するなど、その縮小に努めるものとする。
- (2) 職員派遣に当たっては、当該派遣職員の業務及び責任分担を明確にしておくものとする。
- (3) 派遣された職員の給与は、原則として外郭団体が負担するものとする。

第8 外郭団体に対する県の財政的関与の見直し

主管部局長は、次の基準に基づき、外郭団体に対する県の財政的関与の見直しを行うとともに、外郭団体の事業収入の確保等について指導するものとする。

1 県の財政的支援

- (1) 外郭団体の形態に応じ、その設立目的、公共性の度合い及び事業の収益性等を十分検討のうえ、補助対象事業等を限定し、より効率的な事業運営を指導するものとする。
- (2) 補助金等
 - ① 補助金については、県の事業との重複を避け、社会情勢に即した必要性や事業の実施効果等とともに、外郭団体自らの具体的な歳出削減策を踏まえ、可能なものか

- ら補助対象の範囲、補助率等を見直すものとする。
- ② 貸付金、負担金等についても、補助金と同様に見直すものとする。
 - ③ 既存の補助金について、貸付金で対応可能なものは、貸付金に移行していくものとする。
 - ④ 委託料については、委託事業の必要性(外郭団体の持つ専門的な知識、技術等を活用したものとなっているか、必要な効果が上がっているかなど)を再検討し、委託内容や委託料の積算方式等について見直しを行うものとする。
 - ⑤ 設立後一定期間経過したにもかかわらず県の財政的支援が必要な場合は、改めて経営計画等を見直し、健全経営に向けた検討を行うとともに、外郭団体の自助努力を更に喚起するものとする。
 - ⑥ 県からの恒常的な補助金、委託料等が毎年度増加している外郭団体にあつては、増加原因の検討を行い、今後も増加が見込まれる場合は、補助金、委託料等の増額によらない抜本的な経営計画等の策定を指導するものとする。

第9 指定団体に対する指導監督事項

1 指定団体の統廃合等

主管部局長は、次の基準に該当するものについて、積極的に統廃合等の指導を行うものとする。

(1) 廃止又は縮小の対象となるもの

- ① 設立目的が達成されたもの
- ② 設立の意義が薄れ、又は中長期的にみて薄れることが予測されるもの
- ③ 事業の必要性が低下し、活動実績が少ないもの
- ④ 県が直接民間企業に委託することが可能な事業を主たる事業として行っているもの
- ⑤ 累積欠損があり、かつ、経営状況等からみて累積欠損の解消が困難と判断されるもの

(2) 合併又は統合の対象となるもの

- ① 設立目的及び事業内容が類似しているもの
- ② 規模が小さく、財政基盤も脆弱で事業運営が不安定なもの
- ③ 上記(1)に該当するが、廃止にまでは至らないもの

(3) 事務局の統合の対象となるもの

- ① 事務事業の効率化・弾力化の観点から、組織体制の簡素合理化・事業の総合化が望まれるもの。
- ② 上記(2)に該当するが、合併又は統合にまでは至らないもの

2 情報公開の推進

指定団体は、次に掲げる書類を事務所に備え置くとともに、インターネットを活用して、積極的に公開するなど、情報公開を推進するものとする。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ 社員名簿(社団法人の場合のみ)
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書
- ⑪ 職員数
- ⑫ 職員給与規程

- ⑬ 役員報酬規程
- ⑭ 中・長期経営計画 など

3 経営計画の策定・実施

- (1) 長期的視野に立った経営改善が必要な指定団体にあつては、事業の基本的な方向、重点的に取り組む業務等を十分検討し、概ね10年間の基本計画や具体的な経営のための概ね3年間から5年間程度の実施計画を策定するものとする。
- (2) 市場調査、需要予測等により社会経済情勢の変化を的確に把握し、経営改善につながる経営指標を用いて、経営状況の客観的な評価・分析を行うとともに、実施計画を策定する場合は、その内容を計画に反映させるものとする。

4 検査・調査等

- (1) 主管部局長は、指定団体の協力を得て、毎年度、経営状況等の検査を行うとともに、必要があると認めるときは、現地調査を行うものとする。
- (2) 主管部局長は、指定団体に対する指導監督をより適正なものとするため、別記3に定める書類を備え付け、整理しておくものとする。
- (3) 主管部局長は、指定団体の指導監督上、重要又は異例な事項があると認められるときは、直ちに知事に報告するとともに、総務部長に報告しなければならない。

第10 外郭団体の設立

新たな外郭団体の設立は、原則として認めない。ただし、主管部局長は、次の基準を満たす場合にのみ、設立できるものとする。

- 1 外郭団体の運営について、県の関与のあり方、果たすべき役割等が、将来的な面を含め、設立当事者間で明確かつ適当であること。
- 2 外郭団体として安定した経営状況(原則として基本財産等の運用益や事業収益等による独立採算が可能であることをいう。)のもとで、設立目的に沿った事業展開ができるよう、総合的な収支計画が明らかになっていること。
- 3 既存の外郭団体や民間企業等では対応できないこと。

指定団体一覧表

平成21年9月1日現在

25%以上の出資等団体

	団体区分	法 人 名
1	財団法人	大分県公営企業協会
2	財団法人	大分県文化スポーツ振興財団
3	財団法人	大分県森林整備センター
4	財団法人	暴力追放大分県民会議
5	財団法人	大分県総合雇用推進協会
6	財団法人	大分県建設技術センター
7	財団法人	大分県産業創造機構
8	財団法人	大分県中小企業会館
9	財団法人	大分県原子爆弾被爆者対策協議会
10	財団法人	大分県公園協会
11	財団法人	大分県生活衛生営業指導センター
12	財団法人	大分県主要農作物改善協会
13	財団法人	ハイパーネットワーク社会研究所
14	財団法人	日田玖珠地域産業振興センター
15	財団法人	大分県腎バンク協会
16	財団法人	大分県地域保健支援センター
17	社団法人	大分県農業農村振興公社
18	社団法人	大分県漁業公社
19	社団法人	大分県生乳検査協会
20	社団法人	大分県畜産協会
21	社団法人	大分県配合飼料価格安定基金協会
22	社団法人	大分県漁業海洋文化振興協会
23	特殊法人	大分県住宅供給公社
24	特殊法人	大分県道路公社
25	特殊法人	大分県土地開発公社
26	特殊法人	大分県信用保証協会
27	特殊法人	大分県漁業信用基金協会
28	特殊法人	大分県農業信用基金協会
29	社会福祉法人	大分県社会福祉事業団
30	株式会社	大分高速鉄道保有(株)
31	株式会社	大分ブランドクリエイト(株)
32	株式会社	大分航空ターミナル(株)
33	株式会社	(株)大分国際貿易センター
34	株式会社	(株)大分ボール種苗センター

補助委託・派遣団体

35	財団法人	大分県体育協会
36	社会福祉法人	大分県社会福祉協議会
37	社団法人	ツーリズムおおいた
38	特別法人	大分県土地改良事業団体連合会
39	特別法人	大分県農業会議

その他の団体

40	財団法人	大分県交通安全協会
----	------	-----------

その他の出資等団体一覧表

平成21年9月1日現在

25%未満の出資等団体

	団体区分	法 人 名
1	財団法人	大分県奨学会
2	財団法人	大分県自動車会議所
3	財団法人	大分県防犯協会
4	財団法人	大分県アイバンク協会
5	財団法人	大分県土地区画整理協会
6	財団法人	大分県環境管理協会
7	社団法人	大分県果実生産出荷安定基金協会
8	特殊法人	中津情報処理学園
9	株式会社	大分県畜産公社
10	株式会社	別府交通センター
11	株式会社	エスプレス大分
12	株式会社	九州乳業
13	株式会社	大分放送
14	株式会社	サングリーン宇佐
15	株式会社	大分ホーバーフェリー
16	株式会社	大分バス
17	株式会社	大分フットボールクラブ
18	株式会社	大分ウォーターフロント開発
19	株式会社	大分県デジタルネットワークセンター
20	株式会社	エフエム大分
21	株式会社	大分朝日放送
22	株式会社	ハーモニーランド
23	株式会社	周防灘フェリー
24	特例有限会社	大分県酪農振興公社

別記1（第6関係）運営に関する事前協議、報告、状況把握等を要する事項

運営に関する指導監督事項	事前協議・報告
<p>1 法人管理に関する事項</p> <p>① 合併又は解散</p> <p>② 定款又は寄附行為の変更</p> <p>③ 諸規程の制定又は改廃(軽微なものを除く)</p> <p>④ 総会又は役員会に係る事項〔議案〕 〔会議結果〕</p> <p>⑤その他法人管理に関する重要事項</p>	<p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>報告</p> <p>事前協議</p>
<p>2 組織及び人事管理に関する事項</p> <p>① 組織の新設又は改廃</p> <p>② 職の新設又は改廃</p> <p>③ 役員を選任又は解任</p> <p>④ 役員の任期及び報酬等の基準の改廃</p> <p>⑤ 職員の給与、旅費等の基準の改廃</p> <p>⑥ 職員の勤務時間その他勤務条件の改廃</p> <p>⑦ 役員定数及び職員定数の増減</p> <p>⑧ 職員の採用・退職計画</p> <p>⑨ 職員の研修計画</p> <p>⑩ その他組織及び人事管理に関する重要事項</p>	<p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>報告</p> <p>事前協議</p>
<p>3 事業管理に関する事項</p> <p>① 業務運営の基本方針及び中期長期の事業計画の策定又は変更</p> <p>② 各事業年度の事業計画の策定又は変更</p> <p>③ 各事業年度の事業報告</p> <p>④ 業務方法書等の改廃</p> <p>⑤ その他事業管理に関する重要事項</p>	<p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>報告</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p>
<p>4 財務管理に関する事項</p> <p>① 予算の作成又は変更</p> <p>② 各事業年度の資金計画及び借入金の償還計画</p> <p>③ 決算報告</p> <p>④ 基本財産の造成又は処分</p> <p>⑤ 重要財産の取得又は処分</p> <p>⑥ 剰余金の処分案又は損失金の処理案</p> <p>⑦ 長期借入に関する事項</p> <p>⑧ その他財務管理に関する重要事項</p>	<p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>報告</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p> <p>事前協議</p>
<p>5 その他</p> <p>① 団体の管理運営に係る重要事項</p> <p>② 事故報告等</p> <p>③ 監事の行う監査結果及び講じた措置状況</p> <p>④ 広報活動に係る計画</p>	<p>事前協議</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p>

注1 上記は、各団体への県の指導監督、関与の最低基準を定めたものである。主管部局長においては、必要に応じて、指導事項の挿入、報告事項から協議事項への変更などを検討することとする。

注2 主管部局長は、必要があると認める場合、指定団体と「業務運営に関する協定」等を締結し、指導監督等を確実にを行うものとする。

別記2(第6 6(4)関係) 整備・保存が必要な諸規程、帳簿等

外郭団体が整備、保存しなければならない諸規程、帳簿等は、おおむね次のとおりとする。

- 1 組織及び事務処理に関する規程
組織規程：事務局組織、職制、定数、内部牽制、監査実施基準等に係る事項
事務分掌規程：事務分掌に係る事項
事務決裁規程：決裁に係る事項
公印取扱規程：公印管守に係る事項
文書取扱規程：文書授受・保管に係る事項
- 2 財務会計に関する規程
会計・経理規程：収入、支出、契約、予算・決算等に係る事項
財産・物品管理規程：財産及び物品の管理等に係る事項
- 3 就業に関する規程
就業規則：勤務時間、休日、休暇、時間外、宿日直、欠勤、懲戒、分限、定年、任免手続等に係る事項
- 4 給与等に関する規程
給与規程：給料、報酬、諸手当の支給基準及び支給方法等に係る事項
旅費規程：旅費の支給基準及び支給方法等に係る事項
- 5 業務実施に関する規程
業務方法書、営業約款等
- 6 その他
定款又は寄附行為
許認可等関係書類
登記関係書類
役員名簿及び履歴書
職員名簿及び履歴書
会議議事録
事業計画書 事業報告書
収支予算書 収支決算書
貸借対照表 財産目録
収支予算の管理に必要な帳簿 仕訳帳 総勘定元帳 現金出納帳 預金出納帳
借入金台帳 貸付金台帳 備品台帳 物品管理台帳
固定資産台帳

※5の業務実施に関する規程については、外郭団体の態様により省略可

別記3(第9 4(2)関係) 備付けが必要な書類

主管部局長が備え付けなければならない書類は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 設立及び出資等の経緯
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 総会及び役員会に関する書類
- (4) 役員及び職員名簿
- (5) 基本的諸規程
- (6) 事業計画
- (7) 予算及び決算に関する書類
- (8) その他指導監督に必要な書類

平成〇〇年度 外郭団体の経営状況等
(対象期間:平成〇〇年4月1日~平成〇〇年3月31日)

				作成年月日	平成〇〇年〇月〇日		
概要	名称			所在地			
	電話番号			ホームページ			
	設立年月日	代表者		県所管部・課			
	総出資額	県出資額		県出資比率	〇〇%		
	設立目的						
	事業内容						
特記事項							

人的支援	(人)	平成〇〇年度(4月1日現在)				平成〇〇年度(4月1日現在)			
		合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数									
常勤									
非常勤									
職員数									
財政支出等	(千円)	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	(千円)	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	
	県委託料				県借入金残高				
	県補助金				県の損失補償契約等に基づく債務残高				
	県交付金・負担金・出資金								
その他の県からの支援等									
主な県財政支出の内容	事業名	事業内容				平成20年度 決算額(千円)	平成21年度 予算額(千円)	種別	
	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								

実施事業							
活動指標	指標名	算式(単位)	平成〇〇年度			平成〇〇年度	
			目標値	実績値	達成度(%)	目標値	
	①						
	②						
③							
指標設定に関する留意事項							

財務状況	収支計算書 (千円)	平成〇〇年度	平成〇〇年度	貸借対照表 (千円)	平成〇〇年度	平成〇〇年度
	収入	A			資産	A
事業収入				流動資産		
補助金等収入				固定資産		
その他の収入				負債	B	
支出	B			流動負債		
事業費				固定負債		
管理費				正味財産(純資産)A-B		
その他の支出				うち基本(資本)金		
当期収支差額	A-B			うち当期正味財産増減額		
次期繰越収支差額						

財務指標	指標名	算式(単位)	平成〇〇年度			平成〇〇年度
			目標値	実績値	達成度(%)	目標値
	①					
	②					
③						
指標設定に関する留意事項						

指 針 対 応 状 況 ・ 総 合 評 価	第6 6 (4) 諸規程、帳簿等の整備状況						
	第6 7 給与の適正化						
	第7 県の人的関与の見直し状況						
	第8 県の財政的関与の見直し状況						
	第9 2 情報公開の推進状況	書類名	事務所備置	HP公開	書類名	事務所備置	HP公開
		①定款・寄附行為	[]	[]	⑧財産目録	[]	[]
		②役員名簿	[]	[]	⑨事業計画書	[]	[]
		③社員名簿	[]	[]	⑩収支予算書	[]	[]
		④事業報告書	[]	[]	⑪職員数	[]	[]
		⑤収支計算書	[]	[]	⑫職員給与規程	[]	[]
⑥正味財産増減報告書		[]	[]	⑬役員報酬規程	[]	[]	
⑦貸借対照表	[]	[]	⑭中・長期経営計画	[]	[]		
第9 3 経営計画の策定状況							
指定団体自己評価							
県所管部局評価							
総務部意見							

◆活動指標・財務指標の設定状況【指定団体】

No.	担当部局	法人名	活動指標			財務指標		
			指標名	20年度実績値	21年度目標値	指標名	20年度実績値	21年度目標値
1	企画振興部	(財)大分県文化スポーツ振興財団	①年間ホール利用率 ②コミュニティオーケストラ団員数	①83.1% ②—(21年度から開始)	①83.5% ②100名	①施設利用収入額 ②指定管理業務における施設利用収入比率	①144,721千円 ②35.8%	①158,300千円 ②40.0%
2	企画振興部	大分高遠鉄道保有(株)	(施設の重賞料で債務返済を行うのみの営業形態であるため)	—	—	①借入金償還額	①204,750千円	①230,750千円
3	企画振興部	大分航空ターミナル(株)	①イベント催事開催日数	①160回	①220回	①自己資本比率 ②経常損益	①39% ②19,383千円	①39% ②10,000千円
4	企画振興部	(社)ツーリズムおおいた	①宿泊者数(延べ人数) ②外国人宿泊者数(延べ人数) ③観光ホームページアクセス件数	①393万6千人 ②30万人 ③92万2千件	①400万人 ②38万2千人 ③120万件	①会費収入額	①18,181千円	①18,900千円
5	福祉保健部	(財)大分県原子爆弾被害者対策協議会	①施設利用者数	①9,962人	①9,500人	①収支比率	①100%	①100%
6	福祉保健部	(財)大分県腎バンク協会	①献腎摘出協力医療機関数 ②臓器移植コーディネーター啓発回数	①29機関 ②58回	①30機関 ②60回	①賛助会員数	①188口	①190口
7	福祉保健部	(財)大分県地域保健支援センター	①各種検診受診者数	①248,225人	①263,700人	①事業収支比率 ②人件費比率	①68.4% ②64.6%	①68.0% ②64.0%
8	福祉保健部	(社)福)大分県社会福祉事業団	①施設利用率	①100.7%	①100%	①人件費比率	①68.9%	①65.0%
9	福祉保健部	(社)福)大分県社会福祉協議会	①小地域組織化活動(地区社協設置数) ②日常生活自立支援実施社協数 ③社会福祉施設職員等研修参加者数	①164 ②6社協 ③14,217人	①171 ②18社協 ③14,800人	①人件費比率	①44.0%	①44.0%
10	生活環境部	(財)大分県生活衛生営業指導センター	①地区相談回数	①21回	①23回	①県補助金等比率	①70.8%	①70.0%
11	商工労働部	(財)大分県総合雇用推進協会	①賛助会員数 ②ジョブカフェおおい利用利用者数	①1,421会員 ②16,457人	①1,550会員 ②17,000人	①会費収入	①16,828千円	①17,000千円
12	商工労働部	(財)大分県産業創造機構	①窓口相談・訪問件数 ②発注開拓企業件数	①2,762件 ②88件	①2,900件 ②100件	①基本財産等運用効率 ②県補助金等比率	①0.74% ②21.1%	①1.10% ②20.0%
13	商工労働部	(財)大分県中小企業会館	①会議室稼働率 ②事務所賃付額(4階・5階)	①33.5% ②2室	①30.8% ②2室	①6階会議室賃付料収入額 ②事務所賃付収入額(4階・5階)	①6,513千円 ②4,282千円	①6,000千円 ②4,282千円
14	商工労働部	(財)ハイパーネットワーク社会研究所	①フォーラム参加者数 ②研修ルーム利用者数	①96人 ②5,702人	①100人 ②5,800人	①管理費比率 ②内部留保率	①18.1% ②47.0%	①15.0% ②30.0%

◆活動指標・財務指標の設定状況【指定団体】

No.	担当部局	法人名	活動指標			財務指標		
			指標名	20年度実績値	21年度目標値	指標名	20年度実績値	21年度目標値
15	商工労働部	(財)田辺珠地域産業振興センター	①地場産品流通開拓調査回数 ②物産館入館者のうち買物客数比率 ③ネット販売事業販売額	①00回 ②30.0% ③0円	①5回 ②50.0% ③200万円	①会場使用料収入 ②販売手数料収入	①532万円 ②3,695万円	①620万円 ②4,885万円
16	商工労働部	大分県信用保証協会	①保証承諾額 ②保証債務残高 ③求償権回収額	①144,265百万円 ②221,341百万円 ③990百万円	①120,000百万円 ②240,000百万円 ③1,200百万円	①経常収支率 ②経費率 ③代位弁済率	①65.92% ②0.34% ③2.70%	①67.24% ②0.31% ③2.62%
17	商工労働部	大分ブランドクリエイティブ(株)	①デザイナー来客数 ②ホームページアクセス件数	①11,557人 ②103,050件	①11,080人 ②120,000件	①売上高 ②総費用(非資金費用を除く)	①179,594千円 ②174,637千円	①189,576千円 ②186,298千円
18	商工労働部	(株)大分国際貿易センター	①突入の外貨及び内買コンテナ取扱量	①22,156TEU	①30,000TEU	①経常収支率 ②経常収益率	①0.81 ②0.19	①0.83 ②0.17
19	農林水産部	(財)大分県森林整備センター	①若年労働者新規参入促進対策助成人数 ②搬出間伐専業量	①3人 ②120ha	①14人 ②200ha	①人件費比率	①24.4%	①22.4%
20	農林水産部	(財)大分県主要農作物改善協会	①種子更新率(水稲) ②種子合格率(水稲)	①68% ②10%	①80% ②50%	①経常収支率	①111.7%	①100.0%
21	農林水産部	(社)大分県農業農村振興公社	①農地の売買・賃借実績 ②新規就農者数 ③大分農業文化公園入園者数	①105ha ②101人 ③273,505人	①350ha ②125人 ③280,000人	①管理費比率 ②小作料未収金額	①17.4% ②30,647千円	①12.1% ②29,115千円
22	農林水産部	(社)大分県漁業公社	①生産事業比率 ②種苗生産額	①55.8% ②108,832千円	①56.0% ②120,790千円	①管理費比率	①11.7%	①11.5%
23	農林水産部	(社)大分県生乳検査協会	①生乳検査件数	①76,898件	①77,740件	①管理費前年比率 ②通常検査料前年比率	①78.4% ②100%	①95% ②101%
24	農林水産部	(社)大分県畜産協会	①コンサルタント指導農家数 ②肉用牛生産者補給金制度加入農家数 ③予防注射接種率	①10,755戸/人 ②24戸 ③78.3%	①11戸/人 ②10戸 ③80.0%	①自己収入前年比率	①101%	①101%
25	農林水産部	(社)大分県配合飼料価格安定基金協会	①配合飼料価格差補てん事業契約者数 ②配合飼料価格差補てん事業契約数量	①321人 ②223,692t	①321人 ②208,408t	①管理費比率 ②事業割合費収入	①32% ②11,184千円	①35% ②10,420千円
26	農林水産部	(社)大分県漁業海洋文化振興協会	①種苗放流数量	①63万2千匹	①65万匹	①事業費比率	①97.2%	①98.0%
27	農林水産部	大分県漁業信用基金協会	①債務保証残高	①3,289,377千円	①4,049,405千円	①弁済能力比率	①5.817%	①5.000%
28	農林水産部	大分県農業信用基金協会	①債務保証残高	①4,984百万円	①9,475百万円	①弁済能力比率	①694.69%	①400%

◆活動指標・財務指標の設定状況【指定団体】

No.	担当部局	法人名	活動指標			財務指標		
			指標名	20年度実績値	21年度目標値	指標名	20年度実績値	21年度目標値
29	農林水産部	(株)大分ポニー種苗センター	①いちごウイルスフリー苗の供給本数 ②種苗展示会・研修会参加者数	①9,054本 ②381人	①15,000本 ②500人	①販売管理費比率	①8.7%	①8.0%
30	農林水産部	大分県土地改良事業団連合会	①土地改良施設保全管理業務比率	①18.8%	①20.0%	①管理費比率	①18.9%	①18.0%
31	農林水産部	大分県農業会議	①研修会参加人数	①1,466人	①1,500人	①その他収入比率	①20.2%	①22.5%
32	土木建築部	(財)大分県建設技術センター	①技術者研修開催数	①13回	①16回	①市町村受託專業収入額	①3,687千円	①7,300千円
33	土木建築部	(財)大分県公園協会	①有料公園施設利用者数	①104,000人	①115,000人	①管理費比率 ②売店収入比率	①97.9% ②2.6%	①97.2% ②2.7%
34	土木建築部	大分県住宅供給公社	①分譲住宅及び宅地販売件数 ②県営住宅現年度家賃徴収率	①26区画 ②99.2%	①37区画 ②99.0%	①自己資本比率 ②売上高経常利益率	①37.8% ②△5.1%	①43.6% ②△1.5%
35	土木建築部	大分県道路公社	①大野川有料道路利用台数(日交通量) ②米良有料道路利用台数(日交通量) ③大分空港道路利用台数(日交通量)	①22,303台 ②6,468台 ③5,422台	①22,432台 ②6,149台 ③5,374台	①収支比率(大野川大橋有料道路) ②収支比率(米良有料道路) ③収支比率(大分空港道路)	①59.0% ②54.0% ③34.7%	①52.2% ②54.4% ③29.9%
36	土木建築部	大分県土地開発公社	①市町村事業等受託金額 ②あっせん等專業費率	①1,197,935千円 ②8.6%	①1,153,321千円 ②34.3%	①管理費比率 ②自己資本比率	①16.3% ②9.8%	①2.3% ②14.4%
37	教育庁	(財)大分県体育協会	①天皇杯順位 ②スポーツ少年団加入者数	①1位 ②17,021人	①1桁台 ②17,021人	①自主財源金額	①49,219千円	①40,000千円
38	警察本部	(財)暴力追放大分県民会議	①講習会参加率 ②企業訪問数	①54% ②1,180件	①60% ②935件	①管理費比率 ②賛助会費額	①31.89% ②4,865千円	①30% ②4,865千円
39	警察本部	(財)大分県交通安全協会	①街頭活動従事人数 ②自動車学校入校生	①129,640人 ②1,410人	①130,000人 ②1,500人	①免許更新者会費加入率	①44.9%	①50.0%
40	企業局	(財)大分県公営企業協会	①技術指導回数 ②発電施設等巡視回数	①83回 ②985回	①83回 ②985回	①管理費比率	①21.2%	①20.5%

◆ 県職員の役員就任見直し状況

H21.9.1現在

No.	担当部局	法人名	役員就任状況			見直し予定の有無
			役職名	氏名	職名	
1	企画振興部	(財)大分県文化スポーツ振興財団	理事(非常勤)	塩川 也寸志	政策企画課長	無
2	企画振興部	大分高速鉄道保有(株)	代表取締役社長 監査役(非常勤)	平野 昭 谷口 礼史	副知事 総合交通対策課長	無 有
3	企画振興部	大分パワーファミリー(株)	取締役(非常勤)	谷口 礼史	総合交通対策課長	無
4	企画振興部 生活環境部	財団法人都道府県会館	理事(非常勤)	広瀬 勝貞	県知事	無
5	福祉保健部	(財)大分県原子爆弾被害者対策協議会	理事(非常勤)	藤内 修二	健康対策課長	有
6	福祉保健部	(財)大分県腎バンク協会	副理事長(非常勤)	高橋 勉	福祉保健部長	有
7	福祉保健部	(財)大分県地域保健支援センター	副理事長(非常勤) 理事(非常勤) 理事(非常勤) 監事(非常勤)	高橋 勉 藤内 修二 安達 国良 岡 正美	福祉保健部長 健康対策課長 北部保健所長 福祉保健企画課長	無 無 有 有
8	福祉保健部	(社福)大分県社会福祉事業団	副理事長(非常勤)	高橋 勉	福祉保健部長	無
9	福祉保健部	(社福)大分県社会福祉協議会	理事(非常勤)	高橋 勉	福祉保健部長	無
10	福祉保健部	(財)大分県アィバンク協会	副理事長(非常勤)	高橋 勉	福祉保健部長	有
11	生活環境部	(財)大分県環境管理協会	理事(非常勤) 理事(非常勤) 理事(非常勤) 理事(非常勤)	赤嶺 雅也 大神 真史 汐月 俊昭 末松 裕嗣 局 伸男	廃棄物対策課長 東部保健所長 建築住宅課長 公園・生活排水課長 環境保全課長	無 無 無 無 無
12	商工労働部	(財)大分県産業創造機構	理事長 理事(非常勤)	広瀬 勝貞 米田 健三	県知事 商工労働部長	有 無
13	商工労働部	(財)大分県中小企業会館	理事(非常勤) 監事(非常勤)	米田 健三 西野 智行	商工労働部長 商工労働企画課長	無 有
14	商工労働部	(財)ハイパーネットワーク社会研究所	理事(非常勤)	平野 昭	副知事	無
15	商工労働部	(財)日田玖珠地域産業振興センター	理事(非常勤)	米田 健三	商工労働部長	有
16	商工労働部	大分県信用保証協会	副会長(非常勤)	米田 健三	商工労働部長	無
17	商工労働部	大分ブランドクリエイティブ(株)	取締役(非常勤) 監査役(非常勤)	米田 健三 河野 恭介	商工労働部長 商業・サービス振興課長	無 有
18	商工労働部	(株)大分国際貿易センター	取締役(非常勤)	米田 健三	商工労働部長	無

◆ 県職員の役員就任見直し状況

H21.9.1現在

No.	担当部局	法人名	役員就任状況			見直し予定の有無
			役職名	氏名	職名	
19	商工労働部	(財)大分県自動車会議所	監事(非常勤)	本田 博文	税務課長	有
20	商工労働部	中津情報処理学園	副理事長(非常勤)	米田 健三	商工労働部長	有
21	商工労働部	(株)大分放送	取締役(非常勤)	広瀬 勝貞	県知事	無
22	商工労働部	大分県デジタルネットワークセンター(株)	取締役(非常勤)	山戸 康弘	情報政策課長	無
23	商工労働部	大分朝日放送(株)	取締役(非常勤) 監査役(非常勤)	広瀬 勝貞 油布 正春	県知事 会計管理者	無 有
24	商工労働部	(財)九州産業技術センター	理事(非常勤)	広瀬 勝貞	県知事	無
25	農林水産部	(財)大分県森林整備センター	副理事長(非常勤) 監事(非常勤)	佐藤 信介 宮崎 淳一	農林水産部審議監 団体指導金融課参事	無 有
26	農林水産部	(財)大分県主要農作物改善協会	理事(非常勤) 理事(非常勤) 監事(非常勤)	森下 幸生 松久 房義 小川 裕三	農林水産部審議監 集落・水田対策室長 農山漁村・担い手支援課長	無 無 有
27	農林水産部	(社)大分県農業農村振興公社	理事長	片岡 登喜男	農林水産部長	有
28	農林水産部	(社)大分県漁業公社	理事長 理事(非常勤) 理事(非常勤)	片岡 登喜男 壽 久文 小原 俊行	農林水産部長 水産振興課長 水産試験場長	無 無 有
29	農林水産部	(社)大分県生乳検査協会	副会長(理事) 監事(非常勤)	今吉 豊一郎 金塚 秀夫	畜産振興課長 家畜衛生飼料室長	無 有
30	農林水産部	(社)大分県畜産協会	理事(非常勤) 監事(非常勤)	今吉 豊一郎 森竹 嗣夫	畜産振興課長 団体指導・金融課長	無 有
31	農林水産部	(社)大分県漁業海洋文化振興協会	副理事長(非常勤) 理事(非常勤) 理事(非常勤) 理事(非常勤)	佐藤 信介 小川 浩 壽 久文 大平 敬二	農林水産部審議監 漁業管理課長 水産振興課長 漁港漁村整備課長	無 有 無 有
32	農林水産部	大分県漁業信用基金協会	理事長 理事(非常勤)	片岡 登喜男 小川 浩	農林水産部長 漁業管理課長	無 無
33	農林水産部	(株)大分ポータル種苗センター	取締役(非常勤)	衛藤 隆	園芸振興室長	無
34	農林水産部	(社)大分県果実生産出荷安定基金協会	理事(非常勤)	衛藤 隆	園芸振興室長	無
35	農林水産部	(株)大分県畜産公社	取締役(非常勤) 取締役(非常勤) 監査役(非常勤)	片岡 登喜男 今吉 豊一郎 森竹 嗣夫	農林水産部長 畜産振興課長 団体指導・金融課長	有 有 有

◆県職員の役員就任見直し状況

H21.9.1現在

No.	担当部局	法人名	役員就任状況			見直し予定の有無
			役職名	氏名	職名	
36	土木建築部	(財)大分県建設技術センター	専務理事 理事(非常勤) 理事(非常勤) 監事(非常勤)	浅野 昭二 久保 隆 安東 薫 安東 忠彦	土木建築部参事 土木建築部審議監 土木建築部審議監 土木建築企画課長	有 有 有 有
37	土木建築部	(財)大分県公園協会	理事長 理事(非常勤) 理事(非常勤) 理事(非常勤)	山路 茂樹 久保 隆 安東 忠彦 河野 秀一	土木建築部長 土木建築部審議監 土木建築企画課長 大分土木事務所次長	有 有 有 有
38	土木建築部	(財)大分県土地区画整理協会	理事長	山路 茂樹	土木建築部長	有
39	土木建築部	大分県住宅供給公社	理事(非常勤) 理事(非常勤)	佐藤 健 山路 茂樹	総務部長 土木建築部長	有 無
40	土木建築部	大分県道路公社	理事(非常勤)	山路 茂樹	土木建築部長	無
41	土木建築部	大分県土地開発公社	理事(非常勤) 理事(非常勤)	佐藤 健 山路 茂樹	総務部長 土木建築部長	有 無
42	土木建築部	大分ウォータータフフロント開発(株)	取締役(非常勤)	山路 茂樹	土木建築部長	有
43	土木建築部	(財)筑後川水源地域対策基金	理事(非常勤) 監事(非常勤)	平野 昭 山路 茂樹	副知事 土木建築部長	有 有
44	教育庁	(財)大分県体育協会	会長 副会長 専務理事 常務理事 理事	広瀬 勝貞 小矢 文則 渚口 洋行 出口 幸男 安倍 智	県知事 教育長 体育保健課長 大分商業高等学校長 三重総合高等学校教諭	無 無 無 無 有
45	教育庁	(財)大分県選挙学会	理事長 副理事長 常務理事 理事	広瀬 勝貞 二日市 眞正 小矢 文則 城井 秀郎	県知事 副知事 教育長 生活環境部長	有 無 無 無
46	警察本部	(財)暴力追放大分県民会議	会長(理事)	広瀬 勝貞	県知事	無
47	警察本部	(財)大分県防犯協会	会長(理事)	広瀬 勝貞	県知事	無
48	企業局	(財)大分県公営企業協会	理事長 理事(非常勤)	堤 喜代司 小野 猛	企業局長 企業局総務課長	有 有

見直し予定有→42名
見直し予定無→48名
90名